長野県いじめ防止に関する総合対策推進条例(仮称)骨子(案)へのご意見の概要と県の考え方

実施期間: 平成26年11月21日~12月22日

意見提出者数: 12人

意見件数: 49件

※次の通り略称を用いています。

- ・「長野県いじめ防止対策推進条例(案)」は、「条例案」
- ・「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」は、「子ども支援条例」
- ・「いじめ防止等のための基本的な方針」は、「基本方針」
- ・「いじめ防止対策推進法」は、「法」

お寄せいただいたご意見の概要と県の考え方は以下のとおりです。(※条例の項目にそって整理)

なお、条例の名称は、骨子案では「長野県いじめ防止に関する総合対策推進条例(仮称)」としていましたが、「長野県いじめ防止対策推進条例(案)」としました。

項目	No.	意	見	等	の	主	自	県の考え方(条例案への反映等)
目的	1	「総合的、効果「・・・推進し、もっような社会を実現	て児童生	徒が安心	して学校	生活を造	送ることができる	いじめの問題は県民総ぐるみで克服することが重要であることから、条例案の基本理念にその旨を掲げ、その上で、ご提案の趣旨を県民の役割として規定しました。
	2	法だけでなく、- 人権侵害であり、 ることを明確にす	、条例は人					いじめが人権侵害である旨を条例案の目的に規定しました。
	3	子ども支援条例 野県の未来を担 すべきである。					策推進法及び長 を踏まえ・・・」と	条例案の目的に、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例と相まって」 と規定しました。
定義	4	いじめの定義に 科学省の定義を					!点に立ち、文部	(骨子案に賛同いただいた意見として認識)
	5	法より広い範囲	1、保育園	や大学も	対象とし	て欲しい。	0	本条例案は、法に準拠して児童生徒を対象としており、18歳未満を対象とする子 ども支援条例と相まって施策を推進することとしています。
	6	同一の学校内 等、子どもの成者)、塾等でのもの なしい。	ご提案の趣旨は、条例案の基本理念に「学校の内外を問わずいじめが行われな くなること」と規定しています。

項目	No.	意	見	等	の	主	旨	県の考え方(条例案への反映等)
基本理念	7	「いじめかどうか 厳しい意識改革が			人社会も	き含めた「	人権侵害」への	ご提案の趣旨を踏まえ、今後とも社会人権教育など大人への啓発も推進していきます。
	8	冒頭を「いじめ」 被害者にも加害を 健全な発達に重っ せる可能性がある て行う」としてほし	者にもなる 大な影響る る事態でも	可能性がを及ぼし	がある」「 ⁻ 、生命・身	すべての - ·体に重大	子どもの心身の な危険を生じさ	ご提案の趣旨は、条例案の目的及び基本理念に記述しています。
	9	(3)について「 連携協力し」と修			となってし	いるところ	を。「関係者が	条例案の基本理念に掲げる「県民総ぐるみ」に「協力」の意味を込めています。
いじめの 禁止	10	いじめを絶対に めを受けない権利					生徒は、「いじ	条例案では、法にならっていじめの禁止を規定するとともに、いじめは人権を著し く侵害するものであることを規定しています。
	11	「いじめを行っ [*] 反対。育ちゆく子 は、禁止されてい (他に同趣旨の意	どもには	夫敗する	権利もあ	る。いじぬ	を止めたいの	
県の責務	12	教員が、いじめ 込んでほしい。教 人一人への対応 聞き取りが必要で	室の中では困難。し	発達障が	バいを抱え あったとき	える子が数 に子ども	女人いると、一 たちに丁寧な	教員が一人で抱え込まず、連携していじめ問題に対処する体制づくりが大切であると認識していることから、学校全体で取り組む旨を条例案の学校及び学校の教職員の責務に規定しています。また、新年度予算案において、スクールカウンセラーの配置拡充を図ることとしています。
	13	親も子も嫌な思 権擁護委員、児童 携をするよう県教	直相談所、	市町村	教育委員			ご提案の趣旨を条例案に規定し、関係者との更なる連携に努めていきます。
学校及び 学校の教 職員の責 務	14	以下の視点に立 (1)学校及び教職員 めの体制を整え、 する。 (2)子どもがいじめ それぞれの学校に (3)各学校は、子ど 組を行う。	員は、いじる 子どもが安 について自 □応じた環:	めを防止して相 で心して相 自主的に 境づくりに	」、及び早]談するこ 考え行動で □取り組む	とができる できるよう、 。	よう環境を整備、子どもとともに	ご提案の趣旨は、条例案に記述しています。
	15	教師と子どもの 職員に尊重されて て指導しがちな環	ているとは	言い難し	∖環境がる	ある。競争	₱意識を活かし	ご提案の趣旨を条例案に規定し、教職員の言動が児童生徒に与える影響を十 分に認識して取り組んでいきます。
	16	「教職員の言動かてほしい。	「児童生徒	まに与え [、]	る影響を-	十分に認	識」は是非入れ	(骨子案に賛同いただいた意見として認識)

項目	No.	意	見	等	の	主	旨	県の考え方(条例案への反映等)
学校及び 学校の教 職員の青	17	いじめた子に対 あることを明記して			応ではな	く、支援の	の必要な存在で	条例案の学校及び学校の教職員の責務では、いじめられた児童生徒への支援と、いじめた児童生徒への指導について規定しています。ご提案の趣旨を参考にしながら、いじめ問題への対応に努めていきます。
務	18	法はいじめた子 た子どもにも背景 もの心理及び背景 いじめられた子ど る。」などの記述が (他に同趣旨の意	があるの 骨に十分! ものケア がほしい。	で、「いじ こ配慮し [*] に配慮し	.める子と て、事実関	も及びい 関係を見極	じめられる子ど 亟めると共に、	しながら、いてのが同時を、その人がいいに対したという。
	19	学校において、し いように、「適切か また、罰則付き	つ迅速に	こ対処」す	る中身を			条例案では適切かつ迅速に対処する内容として、いじめをやめさせること、再発防止、児童生徒及び保護者への支援等について記述しています。 なお、公立学校の教職員が非違行為を行った場合は、地方公務員法に基づき、 県教育委員会が定める「処分等の指針」を踏まえ処分等を検討することとしています。
	20	「適切かつ迅速を 校はその情報を被						条例案に規定する「いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援」に 当たっては、当然のこととして保護者に適切に情報提供がされるものと考えていま す。
	21	いじめを行う子の 「助けてと言える もできる。この環境 の権利について失 してほしい。 対話のチャンス はできないので、 ることも必要。	」環境を 竟づくりに □る民間の を失ったほ	整えると、 は、対話 のプログラ 時の関係	子どもか を取り入 うムなどか 修復につ	が相手に「Uれた学級 が有効と考 いては、	いや」と言うこと 経営や、自分 えるので検討 教職員だけで	学校及び学校の教職員がいじめ問題に取り組む上で、ご提案の趣旨を参考にさせていただきます。
	22	各学校でいじめ 富山県射水市のU ニュアルとそれを い。	ハじめ防」	止プロジュ	-クトチー	ムによるし	ハじめ対応マ	
	23	県教委「いじめまない例として、次の・自分の学級で起・自分の学級だけ・自分の学級の問教職員の同僚性われる。	の3項が きたいじ はいじめ 題でなく	書かれていめは自分 を起こさってよかった。	いる。 一人で解 ない た	決する		

項目	No.	意	見	等	の	主	旨	県の考え方(条例案への反映等)
保護者の 責務	24	「児童生徒がし じめで学校等休 ことや休んでい いで欲しい。	むことも認	めて欲し	ハ。またそ	れを欠け		条例案の学校及び学校の教職員の責務に規定する「いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援」に当たっては、ご提案の趣旨も踏まえながら対応していきます。
	25	以下の視点に (1)保護者は、子 全、安定して過 (2)子どもに対し と。 (3)(2)において、 ること。	子どもの心! ごせるよう 、いじめが	青を理解し 子どもを愛 許されなし	、子どもだ 情をもっ い行為でな	て育むこ あることを	と。 理解させるこ	ご提案の趣旨は、条例案に記述しています。
	26	「家庭内で子と 人権を大事にす しまったわが子 と理解で過ちを	ることを自 には、その	ら実践し 原因が家	教えること 庭にある	こ」「いじめ	の加害をして	
県民の役 割	27		かを発見し	、又はいじ		を認めた	≃場合には、県	ご提案の趣旨は、条例案に規定する県民の「主体的かつ自主的な取組」の一つ として考えています。
いじめ防 止基本方 針	28	いじめ防止基 ら、知事と教育 すること、そのこ	委員(会)で	で構成され	る「総合教			いじめ防止対策は、知事部局と教育委員会が連携して取り組んでいく重要事項ですので、必要に応じ総合教育会議において意見交換していきます。
相談体制 の充実	29	いじめだけの 気持ちをはき出かることが多い 合性を図るべき	しているう と思う。子。 。	ちに、自分 ども支援条	が受けて	ている事態	態がいじめとわ	子ども支援条例における相談機関と十分な連携を図りながら、学校生活における悩み等については、まずは、新年度、教育委員会に設置する「学校生活相談センター」で対応していきます。
	30	相談窓口を乱 まい、スムーズ 一本化を図って	な相談がで	きない可				

項目	No.	意	見	等	の	主	ji	県の考え方(条例案への反映等)
相談体制 の充実	31	「県は、児童生 できるよう、長野 相談窓口を含む	県の未来を	を担う子と	もの支	爰条例第1		児童生徒等の相談に当たっては、引き続き個人情報の取扱いに十分留意していきます。
	32	両親の離婚紀 れ、自己肯定感 害者にも加害者 対応が必要。離	の欠如、愛 にもなるこ	着障害等 とが多い。	を抱えて	ているため れ、当該児	、いじめの被 見童生徒への	いじめ問題等の相談に当たっては、条例案の基本理念に掲げるように「いじめがすべての児童生徒が関係する問題」であることを十分踏まえながら対応していきます。
長野県い じめ問題 対策連絡 協議会	32	いじめ問題にて どもの意見も取 してほしい。 協議会と、「い 分かりにくい。両 ことを明記すべる	り入れるた じめNO!! ī者の役割:	めに、協記 県民ネット	義会の中・ワークな	iに「子ども ながの」の{	部会」を設置 役割の違いが	ご提案の趣旨を参考に、施策に取り組んでいきます。 なお児童生徒の主体性を醸成するため、新年度に「子どもいじめ防止サミットNA GANO」の開催を計画しています。
	34	協議会におい 事者不在で協議 庭支援に関する	きれること	が懸念さ	れる。必	要に応じて		いじめ問題対策連絡協議会においては、条例案の基本理念に掲げるように「いじめがすべての児童生徒が関係する問題」であることを十分踏まえながら協議していきます。
県立学校 に係る重 大事態へ の対処	35	いじめを受けた も、子ども支援线 申し出ることがで	を 例に定め	る子ども	支援委員			いじめの事案で、教育委員会や学校と保護者が対立し解決が困難となった場合には、子ども支援条例に基づき設置される「長野県子ども支援委員会」が対応することが考えられます。
知事の調 査等	36	知事の調査に 条例」に基づく、 すべき。						知事が調査を行う場合の方法については、その都度判断することになります。子 ども支援条例に基づいて設置される「長野県子ども支援委員会」が対応することが 考えられます。
	37	いじめ問題は じ、今後そういっ 総合教育会議を いうようなことを	たことが発	生しない 事と教育	ための ^対 委員会 ^が	対策を議論 が一緒に解	する場として }決していくと	ご提案の趣旨及び改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を 踏まえ、条例案に総合教育会議の位置づけを規定しました。
その他	38	子ども支援条付定の意義が感じ既に記載されて(他に同趣旨の)	られるよう いても、理	に、長野り	県らしい	条例にして	ほしい。法に	本条例案は、子ども支援条例と相まって推進していくこととしています。 また、条例案には、県民総ぐるみでいじめの克服を目指すこと、教職員の言動が 児童生徒に与える影響を認識することの必要性や総合教育会議において再発防 止の措置の協議を行うことなどを、本県独自の規定として記述しています。 また、法に記載されていても、「心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響 を与える」、「いじめを行ってはならない」等の大事な文言は確認として盛り込みまし た。

項目	No.	意	見	等	の	主	目	県の考え方(条例案への反映等)
その他	39	いじめ問題の例 た、いじめ問題(場を設けるべき)	こついて、				念化すべき。ま えることができる	条例案の基本理念に「児童生徒がいじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになることを旨としなければならない」と規定しました。また、新年度に「子どもいじめ防止サミットNAGANO」の開催を計画しています。
	40	条例立案にあったの確保、保護者 ども支援条例」 また、子ども向	、教職員	への聞き! を見本にし	取り調査な して条例化	ょどをす してほし		条例案策定に当たっては、関係団体で構成する「長野県いじめ問題対策連絡協議会」で協議のうえ、作成した骨子案についてパブリックコメントを実施し、県民の皆様やいじめ問題に取り組む団体の皆様からもご意見をいただいたところです。また、条例案の啓発等に規定するとおり、条例案が議決された後速やかに、当事者である児童生徒がこの条例について理解しやすい資料を作成し、児童生徒の主体的・自主的な取組を応援していきます。
	41	いじめを引き起 閉鎖的な空間で 尺度で比較され	長時間拘	東され、	単一的な	構成員か		ご提案の趣旨を参考にしながら、いじめ問題対策に取り組んでいきます。
	42	テムが競争的な	ため、子の悪影響を	どもたちか 与えてい	「強いスト る。)がい	レスを感 じめの [‡]	日本の教育シス じていること、体 背景にあり、その にしい。	
	43	いるかもしれない また、いじめる	ヽ。大人 <i>の</i> 子に発達 た障がい	常識を取 障がい、 への理解	び払って 自閉症の の学習も	傾聴して 児童が混	E持っている子も 「ほしい。 昆ざっている可能 みながら、教師の	
	44		を講じては	ましい。子		-	グラムの実施な 『の方法をていね	